

海外農林業情報 No.69

Brexit と英国農政

3月13日、英国議会はメイ首相に、EU 離脱を通告する権限を付与する法案を可決しました。これを受けて、デービス離脱担当相は、今月末までに離脱を通告するとし、英国のメディアは、3月25日のローマ条約60周年記念 EU 首脳会議の後、27日からの最終週になるのではないかと観測しています。いずれにせよ、その後2年間にわたって脱退交渉を行い、その間に今後のEUとの関係等に関して整理されることとなります。交渉が完結しない場合は、すべての国の合意がない限り交渉期間が延長されることはなく、そのままの形で2年後に脱退することとなります。昨年6月にキャメロン首相の下で、EU 脱退か残留かの国民投票が行われ、僅差ながらも脱退の意向が示されました。移民・難民問題が争点だと伝えられましたが、ユーロの単一通貨制度、社会保障制度の統一化、さらには政治的意思決定にまで及ぶ統合化等その基本的な方向性に英国国民が根深い違和感を覚えていたのではなかったかと思われまます。

英国がEC(1994年からEU)に加盟したのは1973年でした。当時ECは経済同盟的な性格が強く、英国としても、欧州大陸各国との経済関係を考慮して加盟に踏み切ったものと思われまます。しかし、その後、1992年のマーストリヒト条約、さらに2007年のリスボン条約を経て、政治的・社会的共同体への方向が強くなり、英国としては違和感を強くしていたようです。今回の脱退通告に当たっても、昨年10月に最高裁の決定で、議会の承認が必要とされ、多くのジャーナリズムはここでの反対に期待を示していましたが、結局は、この基本的な違和感が根本にあり、承認に至ったようです。

今後、EUとの交渉に当たり、経済関係をどのように整理するかが焦点になります。特に、EUの単一市場とのかかわりです。方向としては、①ノルウェー方式と言われる単一市場加入と同等の地位を保持するが、人の流れの自由の確保(特にベンゲン条約)、EU 分担金の負担を伴う方式、②スイスのように単一市場の地位は維持し、EU の分担金は負担するが、人の移動の自由は受け入れない方式、③カナダのようなFTAによる市場確保の方式が考えられましたが、メイ首相は、1月の議会へのEU 離脱承認要求に際して、FTAによる交渉を選択すると表明しています。その際には、単にEUとのFTA交渉のみでなく、WTO上の地位・譲許をどうするかの問題、EUが締結している個別FTAの問題等を関係国と交渉する必要が出てくるのではないかと思われまます。

また、EUの基礎である共通農業政策(Common Agricultural Policy, CAP)との関係で、英国の農業・農政がどうなっていくかも注目されます。EC加盟までの英国農政は不足払い制度を中心とするもので、穀物、畜産物等の主要農産物に関し、生産費を基準とする保証価格とその市場価格との差額を財政で補てんすることを基本にしていました。また、穀物の輸入は、ほとんど関税もなく、自由でした。畜産物に関しては、輸入制限がありました。英

連邦諸国からのものは特別の取扱いとなっており、基本的には、農産物は国際価格で輸入され、市場価格はこれを反映していました。他方、EU は、CAP の下で、主要農産物に関し、生産費を基準とする基準価格を設定し、輸入価格との差額を可変課徴金で徴収しつつ、域内市場価格が基準価格より低い場合は、市場に買入れ介入する制度をとっていました。したがって、農産物価格は、国際価格より高く支持していました。英国は、EC に加盟することにより、CAP を導入するために農産物価格を EC 並みとすることになりますが、それを 5 年かけて実施することとなりました。これは、英国農業にとっては、これまでの保証価格より高い水準での収入が約束され、かつ、欧州大陸への農産物輸出が課徴金対象から外れることとなるので、大いに益することとなりますが、消費者にとっては、食料品の価格が高騰するのではないかと懸念されていました。このような状況の下で、英国農業は刺激を受け、増反・増産へと走ることとなり、低湿地、林地、丘陵地への農地拡大がみられました。他方、心配された食料品価格の高騰も、1973 年のオイルショック、通貨変動に伴う急激なインフレの中に埋没することとなり、英国の EU 加盟は、むしろスムーズに進みました。

このような英国農産物の増産に加え、インフレに伴って EU 全般の農産物の基準価格が上昇するにつれて域内全体の農業生産も急増し、市場介入による在庫が積み上がり、また基準価格と国際価格の差額に当たる輸出補助金が増加しました。そのため、財政負担が膨大となり、この点からも CAP 改革が急務となりました。当初は、介入買入れに代えて、市場価格と基準価格の差に相当する部分について、減産等を条件として生産量に応じた直接支給措置が取られましたが、1992 年に至り、マクシャーリー改革と言われる政策の大転換を図ることとなりました。基準価格を大幅に引き下げていくとともに、その引き下げ幅に応じて生産者に面積当たりの補助金を支給するという方向です。これは、当時進行中の GATT ウルグアイ・ラウンド交渉の枠組みを見越したもので、輸入課徴金も輸出補助金も削減する方向をとりつつ、国内補助金についても、当初は品目別の過去の生産面積当たりの補助としつつも（これは WTO 協定上「青」の政策として認められることとなりました）、徐々に品目から離れた（デカップル）面積当たりの補助にしていく、さらに WTO 上許容される環境保全を目的とした面積割補助や農村地域振興政策補助に変更していく方向を目指しました。これらの補助金も、一定の地域ごとに総額で各国に支給し、各国の裁量で、単位面積当たりの支給も地域による差をつけつつ、かつ、種々のクロスコンプライアンス（一定の義務的行動を要求する）を求めたり、資金の一部を農村振興政策に向けたりできるようにしています。

このように、CAP は、EC 加盟前の英国農政の不足払いに近い市場価格水準となり、むしろ英国農業政策に求められている条件不利地域への対応、環境改善維持への方向をとりやすいような状況となっています。したがって、英国が EU を離れた場合の農政についても、現在の枠組みは、大きく変化することなく続いていくのではないかと考えられますが、むしろ、その財政負担をどうするかという問題が残るのではないかと考えられます。

他方、英国は、現在 EU 諸国との間に表 1 のような農産物の輸出入関係があります。もちろん、これは単一市場として扱われているため、関税、数量割当の障壁はありません。し

かし、脱退となれば、EU 諸国への輸出は関税、数量割当の対象となって影響を受ける可能性があります。また、EU 諸国からの英国への輸入は、英国の一般的な関税、数量割当の対象となるため、これをどのような取扱いにするか決めておく必要があります。また、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の各国からの輸入が、対 EU 諸国と同じ条件となると EU 諸国からの輸入が影響を受けることとなります。いずれにせよ退出にあたっての英・EU 間の取り決めに左右されます。

さらに、農産物貿易に関しては、開発途上国からのものが多いと思われませんが、EU としてはロメ協定による途上国特惠制度があり、これとの関係を整理する必要があります。旧英連邦を構成していた開発途上国に関しては、EU のロメ協定の加盟国としての地位は引き継ぎ、途上国特惠を受け続けることとなると思われませんが、英国がロメ協定から外れるため、これらの国を含めロメ協定の他の開発途上国の対英輸出の取扱いが検討される必要があると思われま。

表 1 英国の主要農産物貿易 (2013 年)

	EU への輸出量	EU からの輸入量	純輸入量	(参考)日本の輸入量
小麦	413,255	2,488,420	2,075,165	6,199,479
大麦	464,254	192,811	-271,443	1,323,964
トウモロコシ	137,972	1,323,404	1,185,432	14,400,910
バター	43,141	104,395	61,254	4,436
チーズ	91,757	406,942	315,185	229,658
卵	5,751	35,993	30,242	8,595
脱脂粉乳	6,026	41,070	35,044	1
牛肉(枝肉)	46,944	49,455	2,511	1,439
牛肉(部分肉)	53,492	156,718	103,226	532,815
豚肉(枝肉)	80,561	216,763	136,202	1,611
豚肉(部分肉)	46,863	132,595	85,732	736,839
鶏肉	192,019	330,324	138,305	414,326
大豆	225	58,235	58,010	2,761,813
粗糖	86,577	228,017	141,440	1,397,404

出典：FAO, FAOSTAT (データ取得日：2017 年 2 月 20 日)

表2 EUの主要農産物第三国関税

品目(関税対象品)	税番	関税率
牛肉(高品質枝肉)	201100010	12.80%+176.80€/100Kg)
豚肉(生鮮・冷凍・冷蔵枝肉)	2031110	53.60€/100Kg)
鶏肉(生鮮・冷蔵骨抜き)	2071310	102.40€/100Kg)
脱脂粉乳(脂肪 1.5%以下)	4021019	47.50€/100Kg)
バター(小型包装、脂肪 85%以下)	405101120	189.60€/100Kg)
チーズ(ピザ用)	406105030	185.20€/100Kg)
小麦(デュラム以外)	1001990013	0%
大麦(ビール用、飼料用以外)	1003900030	9.30€/100Kg)
とうもろこし(種子用以外)	100590	0%
大豆(種子用以外)	120190	0%
粗糖(精製用さとうきび糖)	17011310	98.00€/100Kg)

(注) 関税の掛るものほとんどについて、需要に応じた一定数量枠を設けて、これより低関税が課される関税割当制度が設けられています

出典：EU 関税率表による

<参考文献・リンク>

英、月内にEU離脱通告（日経経済新聞、3月14日付）

<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO14039670U7A310C1MM0000/>

英EU離脱、試練の2年 分担金や通商譲らず（日経経済新聞、3月14日付）

http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM14H6K_U7A310C1EA2000/

『現代イギリス農業の成立と農政』筑波書房、2002年

「EUのCAP（共通農業政策）改革」 →別紙。JAICAFサイトに掲載し、リンクを貼る

文責：森 麻衣子、東 久雄

本情報のメール配信をご希望の方は、件名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空（から）メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしています。 E-mailアドレス：desk@jaicaf.or.jp
 メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後2週間以内に届かない場合は、お手数ですが03-5772-7880（担当：西野・森）までお電話下さいますようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目10-39 赤坂KSAビル3階